

目的 1962年繊維製品に関する品質表示規程、1968年日本工業規格により「取り扱い絵表示」が定められ、1976年には衣料品への付記が義務づけられた。その後大幅な改正はなく今日に至っている。一方最近の繊維の改良、改質加工の技術進歩はめざましく、差別化素材の開発、異種繊維の混紡、ポリエステル繊維による「新合繊」の登場などがあり、付加価値を高め、高級で個性のある特殊機能を持った新しい衣料品の開発が活発に行われるようになった。これら多様化していく衣料品に対しても、従来そのままの法令が適用され、消費者は衣服の手入れを「表示」どうりに行って良いのか否か、手探りの状態であると言っても過言ではない。そこで今回は、衣料品に添付されている「表示」がどの程度利用され、手入れ時に参考にされているか否かを調べ、さらに、各服に添付されている「表示」を調査し分析することによって、「表示」の現状を把握することを試みた。

方法 どの程度「表示」について理解されているかをアンケート調査し、さらに夏服、合服、冬服の婦人服を各50枚ずつの上衣・下衣計150枚に関する情報（服の種類、着る季節、表・裏の組成表示、洗い方、アイロンの掛け方等）を16項目入力し、分析した。

結果 調査した衣服のうち、服種、組成の区別なく、「ドライ可」の表示が77.3%、「ドライ不可」が4.7%、「表示なし」が18%であった。また、分析の結果、本来「水洗い」が可能な綿100%の服50着のうち、セーター・カーデイガン・ジャンパー・スカート・スーツは「ドライ可」が100%であり、ブラウス・シャツは、「ドライ可」21%、「ドライ不可」18%、「表示なし」61%であり、組成別においては「表示」の統一性が認められなかった。